

紀州藩における寛政改革と加増制の擬制化

遊 佐 教 寛

一 寛政改革における家臣団統制策

天明の大飢饉は、紀州藩第九代藩主徳川治貞の、藩政改革への展望を打ち砕いた。人材登用や文武奨励、著作を通じての家臣団教化策、目安箱の設置など、漸進的な諸政策は、飢饉以後には全く見られなくなった。代わって、家中半知を中心とした財政政策が前面に出て来た。しかし、家中半知の決定から二年後の寛政元年（一七八九）、治貞は死亡した。

徳川治宝が第十代藩主に就任し、寛政改革を開始したのは、そうした時であった。

治宝の、寛政改革における家臣団統制策は、文化二年（一八〇五）までの前期と、同三年以後の後期に分けることができる。前期の政策は、寛政五年を中心とした役名唱替とその中の格式制定、及び、享和三年（一八〇三）の学問御試制定が

主要なものである。寛政四年に、治貞以来の家中半知が終了しているが、前期の財政政策は失敗であつたらしい。

後期にはいると、文化三年に、側近の大幅な入れ替えがあつた。財政政策に失敗した老中達を更迭した上で、建白書が優秀であつた堀江平蔵などを抜擢した。そして、彼らが中心となつて、藩政改革後期には、家臣団の借財対策を中心とした経済的統制策が本格化された。主要な政策は浮置米と割済米である。浮置米は、上米のことで、割済米は、借財のある家臣に上米をさせ、藩が強制的に借財返済を行なうものである。これらの上米は、最大の者で、知行米・切米の内、五四・八%となつた。そのほか、儉約令なども出されているが、さして重要ではない。

紀州藩の寛政改革における家臣団統制策は、右のようなものであつた。ここでは、前期に、政治的統制は実現したものの経済的統制に失敗し、後期には、それを補填すべく、側近

を入れ替えた上で経済的統制に乗り出している。

本稿は、この家臣団統制策のうち、政治的統制に限って論じた。右のような流れからすれば、それは、当然、文化二年以前の、前期の検討が中心となる。格式や学問御試を制定することによって役儀中心の家臣団社会が完成するが、そこで格表示の問題を検討していく。

二 格式制定

寛政四年（一七九二）、役名唱替が行なわれ、役儀名のうち、「大番」を「大御番」、「大番頭」を「大番頭」、「講堂勤」を「諸士以上儒者」に変え、「物読」を廃止した。それを手始めとして、治宝の時期には、表1のように一七九の役儀名が変更された。もつとも、変わったのは名称だけで、役儀内容は元のままである。たとえば、「足軽」が「同心」、「御茶道坊主」が「御数寄屋坊主」、「御天守預」が「御天守番之頭」、「郡奉行」が「御代官」というように呼び替えられたにすぎない。ほとんどが幕府と同じ呼称である。そのほかに、新設は、「御書院番頭」・「御小姓組番頭」・「新御番頭」・「小普請支配」と、それぞれの配下の役、および「大御番組頭」の、合計九役、廃止は、「物読」と「御広敷新役」だけである。

表1 寛政改革における役名改唱の数

寛政4年(1792)	13	7年	0
5年	78	8年	0
6年	14	9年	0
7年	3	10年	0
8年	4	11年	0
9年	13	12年	12
10年	5	13年	5
11年	8	14年	0
12年	1	文政元年(1818)	0
享和元年(1801)	2	2年	0
2年	0	3年	2
3年	8	4年	0
文化元年(1804)	8	5年	0
2年	1	6年	0
3年	0	7年	0
4年	1	計	179
5年	0		
6年	1		

『南紀徳川史』第8冊169～186ページより作成

表2は、享和四年（一八〇四）の「御家中御役高御役順」に書かれた主要な役儀を役順で表わした。

役名唱替によって、役儀名三七一のうち、一七九が変更された。紀州藩の役儀は、初代藩主頼宣の時期に整備されたのであろう。しかし、それ以後、延宝五年か六年（一六七七か七八）の「和歌山分限帳」から「天明年間（一七八一～八八）御札式」に至るまで、役儀名には、ほとんど違いがない。役名唱替は、百数十年ぶりの大改定であった。これが、役名唱替

表2 寛政改革以後の主要な役儀

格式	席	役儀名	役高	役料	格式	席	役儀名	役高	役料		
		◎御老中	2,000	300			御留守居番	—	20両		
		御伝	1,500				◎大御番	25			
		◎御側御用人	1,300				○調方御右筆	20			
	大 広 間 席	◎大御番頭	1,000	10 100	御 目 見 以 上	中 之 間 席	◎御代官	40	◎御小人頭	20	
		大普請奉行	—				○御台所頭	25		○御馬預	13
		◎御勘定奉行	400				○独礼小普請	—		○小十人小普請	—
		御船奉行	400				◎以下小普請組頭 新宮・田辺与力	—		○以下小普請	—
		御用御取次	400					○奥御用部屋書役		15	
御供番頭	400	○御用部屋書役	13								
布衣 以上	孔雀 間 席	◎御書院番頭	400	25両	御 目 見 以 下 (大 概 順 下)		○御用人	300	伝甫御藏奉行	20	
		町奉行	400				北山御材木奉行	15			
		◎小普請支配	300				御駕頭	15			
		御留守居番頭	400				御徒組頭	12			
頭 役	虎 之 間 席	◎御先手物頭	300	(供2人)			○御用部屋吟味役	8	○御中間頭	12	2両
		◎御納戸頭	60				穴太役	10			
		御徒頭	300				御徒	12			
		御目附	300				御絵師	—			
		御使番	300				御台所人組頭	15			
		寄合組頭	400				○小間使頭	10			
		御匙医	300				御台所人	12			
素 袍 以 上	虎 之 間 並	御留守居物頭	200	5枚			(以下 株者)		寄合	—	(切米) (挾持 米)
		御小姓	25		◎伊賀	9					
		御供番組頭	300		奥坊主	7					
		奥御右筆組頭	80		◎御小人組頭	6					
		◎御書院番組頭	60		◎平御小人	4					
		◎大御番組頭	200		◎御駕之者	5					
		御作事奉行	50		小間使	4					
		御供番	200		◎御仲間	銀110匁					
		◎小普請組頭	40								
		◎御書院番	25								
		◎奥御右筆留役	50								
◎御教寄屋頭	—										

- (1) ○は寛政改革による役名変更。◎はそのうち、幕府と同じ役儀名。
- (2) 役儀の機構は不明。
- (3) 享和4年「御家中御役高御役順」(「国初御家中知行高」所収、『和歌山県史 近世史料1』所収)より作成。

の第一の意味である。

第二には、役順を区分し、格式が厳密に決定されたことである。

もつとも、役順は、それまでも当然存在し、「天明年間御礼式」にも、表2に示した役順に近いものが書かれている。格式は、寛政以降の格式である「布衣以上」が、改定以前には「御鎗奉行以上」とされていたといわれ、「頭役」も、「天明年間御礼式」で使われている。

しかし、「天明年間御礼式」の役順は、文字通り、諸礼事の際の座席順として使われたものであった。また、「御鎗奉行以上」・「頭役」という呼称も、表現からするならば格式を示すものではなく、役順の上での一定の区切りの意味と考えるべきである。つまり、天明以前の紀州藩には、格式という形での価値基準はなかったと判断できる。

だから、役儀の格式を示す役順帳というものは、天明以前には作られなかった可能性が強い。作られたにもかかわらず残っていないのではない。

寛政四年（一七九二）、役順のうち、十人組並（寛政六年以降の小十人格）以上が「御目見以上」、その下から御徒並（寛政六年以降の御徒格）までが「御目見以下」という格式に区分された。

同六年には、「御鎗奉行以上」が、「布衣已上」という、幕

府と同じ格式名に改められた。^⑨これは、単なる呼称の変更ではなく、格式制度の制定と見るべきである。それとともに、役順の意味も、役儀の序列・格式の基準となるものに転化したと考えられる。そのほかの格式が制定された年は不明であるが、右の事から考えれば、この時期に整備されたことは確実である。

実際、享和四年（一八〇四）には、史料上、格式が確認できる最も早い例である、「御家中御役高御役順」が書かれた。全体の概略は表2に示した。記載順序は役順で、格式・席單位にまとめられている。たとえば、

□孔雀間席

御守殿御用人 三百石高金五十兩

御書院番頭 四百石高

（中略）

御旗奉行 四百石高

御鎗奉行 四百石高

〓右布衣以上〓

□虎之間席

勢州奉行兼
松坂町奉行

根来頭 三百石高

（後略。□と〓は朱書）

という形である。

つまり、制定年が特定できないものもあるが、「御目見以上」・「御目見以下」・「布衣以上」をはじめとした格式は、寛政期に定められ、紀州藩家臣団社会の価値基準として重視され始めたといえる。

だから、格式は、その後、文化七年（一八一〇）、同十二年、文政三年（一八二〇）と、頻繁に改定されることになる^⑩。また、役順帳もたびたび作られ、文化七年に二冊、文政五年か六年に一冊、文政十二年に一冊の、合わせて四冊が残されている^⑪。分限帳も、文化七年の「御家中官録人名帳」の記載様式は、役順によっている。延宝の「和歌山分限帳」は、人名のイロハ順であった^⑫。

このように、天明以前と寛政以後は、格表示に関して明らかに異なつた様相を呈した。

三 役高整備と足高役料制

格式とともに役儀の格を表わす指標として役高がある。紀州藩の役高制定がいつのことなのか分からない。ただ、最も早い時期の史料は、前掲、享和四年の「御家中御役高御役順」である。ここに書かれたもののうち、主な役儀の役高・役料については表2に記した。この足高役料制の運用方法は、基本的に、幕府と同じである^⑬。

表2に見られるように、ほとんどすべての役儀で役高が定められているが、それは、人材を登用するという、足高役料制の本来の目的からすれば必要のないことのはずである。そこでこの役高の高下は、役儀の高下に原則的に従っている。ただし、表3のように、いわゆる番方に高く、役方に低いものになっている。また、表2のように役料は余り給されていない。

つまり、紀州藩の役高は、役儀の格表示であることを基礎に、役儀の必要経費の給付という意味も加味された形をとっている^⑭と判断できる。

紀州藩で役高制が最初に制定されたのは、幕府の享保改革直後だったかもしれない。しかし、右の点から考えれば、役儀の格表示のためにすべての役儀に役高が付けられ、役高が整備されたのも、格式制定と同様、寛政期であることはほとんど間違いのないところである^⑮。少くも、役高が格を示す価

表3 素袍以上の役高

御留守居物頭	200石高
田丸白字五十人組之頭	200
御小姓	25
御小納戸	25
御供番組頭	300
奥御右筆組頭	80
御書院番組頭	60
御小姓組与頭	200
新御番組頭	50
大御番組頭	200
御普請奉行	200
御作事奉行	50
御召御具足奉行	25
砂丸番之頭	50
御供番	200
御弓役	200
中奥御番	25
小普請組頭	40
御小姓組	40
御書院番	25
奥御右筆留役	50
田丸白字御目附	200

値基準として実用化されたのは、この時期といえる。これが役儀の格表示としての役高制の完成である。

だからこそ、前述の、享和四年を始めとした五冊の役順帳にも、役順とともに役高が書かれるようになった。記載形式は、例えば享和四年の「御家中御役高御役順」では、

御留守居物頭 貳百石高

田丸五十人組之頭 貳百石高

御小姓 廿五石高

御小納戸 廿五石高

という形をとっている。同時に、前述の文化七年（二八一〇）の「御家中官禄人名帳」^⑩にも役高が書き入れられている。例えば、

御留守居物頭 六石二人扶持同心十一人つ、

六十石 二百石高 五組
八十七石高 小出 才太夫

百五十石 安富与六兵衛

（後略）

とされる。役儀名の下には、役高・配下の人数が加えられている。役高は二〇〇石高、六石二人扶持の同心が、一組一人ずつ、五組、合計五五人が付属する。小出才太夫は、本高（家禄）六〇石、足高二〇石が与えられ、安富与六兵衛には本高一五〇石だけで、足高はない。

ところで、残された問題は、役高の運用方法、つまり、足

高役料制についてである。幕府においても、紀州藩においても、足高役料制によって、なぜ、役高と役料の二重の構造にしたかということである。両方共、就任期間中しか下されないのだから、財政にとつても、人材登用への効力からみても、同一の意味しか持たないはずである。

だが、右のような機能的側面は同じでも、社会的意味には違いがある。つまり、役料は、役儀遂行に伴う必要経費の給付という、あくまでも機能的な意味しか持たない。一方、格の高い役儀に就任して足高を給されることは、必要経費の給付という機能も含むものの、本質的には、一時的加増にはかならない。

そういう意味で足高役料制は、人材登用を、財政負担を増大させずに実現し、その上、加増制度にも改変を加えないでおくという、三重の意味をもつ擬制的加増制度であった。^⑪それが擬制的といえるのは、形態として加増でありながら、決して世襲ではないという点にある。

ここに、本高（家禄）に関する加増制度が、本高から分離して役儀制度に取り込まれた形態を見ることができるといえる。

四 擬制的役儀

ところで、文化七年の「御家中官禄人名帳」には「格」

という表示が現われる。たとえば、

松坂御城代 七百石高

七百石
千石高 大番頭格 渋谷角右衛門

というように書かれている。渋谷角右衛門は松坂御城代の役儀であるが、格だけは、「大番頭」の下に位置する「大番頭格」に昇格している。「大番頭格」は、役儀名としての「大番頭」と異なり、「大番頭」に準ずる、格のみを意味する無役の「役」である。「大番頭格」に昇格した場合、形式的に格が上昇するだけではない。角右衛門の場合の足高千石高は、松坂御城代の役高ではなく、大番頭の役高がつけられている。また、たとえば、「御小姓組番頭」五名の後に、「御小姓組番頭格」を意味する「同格」の項が設けられ、

同格

五百石 宇佐美三郎兵衛

という表示が行なわれるようになる。役儀名の記入はなく、宇佐美三郎兵衛がほかの役儀の箇所に書き留められているわけでもないで、おそらく、無役寄合で格だけが与えられていたのであろう。もちろん、この無役の役としての「格」は、一部の者に対してだけ付けられていた。

この「格」は、無役だから役儀とは無関係である。つまり、役儀の姿をとってはいるものの、役格ではない格、すなわち、家格を表示しているわけだ。家格の、役格による表示であり、

擬制的役儀といえる。役儀と繋がりなしに、家格のみを昇格させるには都合のよい方式である。こうした方式は、一つに、役儀が家格に見合わないものになった点はもとより、家格を表示するにも役儀を媒介とせざるをえないほど、役儀中心の社会構造であるということの意味している。右を前提として、二つには、「格」という形式が与えられるのみならず、役高も付けられるのである。つまり、家格の昇格が増を伴うのではなく、足高で合理化されてしまうのである。足高の制は、擬制的加増制を意味しているが、ここに至って、加増制そのものが、足高の制に取り込まれて擬制化されたといえる。

要するに、紀州藩における寛政期以後の格表示は、四つの方式で示されるようになったのである。第一が本高、第二が無役の役である「格」、以上が家格の表示となる。第三が役高、第四が役儀の格式、以上が役格の表示を意味する。

第一の本高は説明するまでもない。第二の、擬制的役儀としての「格」は、家格の表現方法となることによつて、「格」の役高が擬制的本高となり、また、家格が、役格の表現である格式と結びつくことになる。

家格が、このように本高と擬制的役儀をもって表現されたのと同様に、役格もまた、第三の役高と第四の格式で表わされた。役高は、役格の石高表示であると同時に、もちろん、役儀を維持するための機能を持つことについてはすでに述べ

た。格式は、役順を基本に、格表示のために区分・編成したものと見える。

もちろん、格式それ自体は、直接には現実と区別しうる形式表示にすぎないのだから、種々の形態で現象することにより現実的力となる。

例えば、格式の一つ一つ対応する大広間席・孔雀間席などの席がある。この席は、年頭・節句や吉凶の諸儀式、及び、拝賀の諸儀式の際に、控えの間として實際用いられたことはいうまでもない。また、格式は衣服によっても表現された。

しかも、幕府目付へ問い合わせもしながら、この衣服規定を細部にわたるまで定めを行ったのは、寛政以後のことであった。享保七年（一七二二）以後、天明までの間、衣服改革は行なわれていない。

このような、家格と役格の厳密化によって、家臣団の統制が図られた。これが、寛政改革における第一の、家臣団に対する政治的統制策である。

このような、制度面での整備は、役務の具体的指示に支えられていた。それは、吉宗の著作を装った、治宝著「紀州政事草」と「紀州政事鏡」に書かれている。そこには、たとえば、「紀州政事草」に、「武士は忠孝甚重き事なり」とするような、家臣団としての一般的な構えが示されている。また、「勘定奉行は領内中預け置事なれば、万事気を付念入可相

勤候。第一川筋年中度々見廻し、川欠にも相成候場所入手普請可申付候」という役務についての具体的説明が、勘定奉行に限らず、家老・用人・目付・勘定吟味役などに関しても述べられている。

さて、こうした家臣団統制を見るに当たっては、統制を必要とする、家臣団の現実や、幕府の寛政改革における、儀式や献上物についての制度整備の影響もさることながら、治宝の個人的性癖も考えに入れる必要がある。

たとえば、治宝は、寛政十年（一七九八）、徳川光圀編「礼儀類典」の新写を命じ、十数人がかりで、同十二年に全五一〇巻が完成した。また、後年のことであるが、文化九年（一八一二）には、「秘鑑」を著わし、「叙族式」を定めた。「秘鑑」は、幕府が御三家へ達した礼節等の儀式における式次第や席について、治宝が家臣のために新たに書き直したものである。「叙族式」は、藩主一族の序列や、附人の人数・定銀等を定め、後世の基準にしようとしたものである。ほかに治宝は、衣服の故実調査を行なったり、嘉定御式や御礼式等の規則を制定するなど、形式整備に対する無類の情熱を持っていたように見える。このことが、格式の厳密化の作業を促進させているということもできる。

五 学問御試と小普請統制

政治的統制策の第二は、学問御試の制度や、小普請を監督するための役儀が新設され、学問振興・人材登用・小普請統制などが行なわれたことである。

まず、藩校の増改築が寛政二年（一七九〇）から始まり、同三年に完成、学習館と改名された。学問の試験は、このころから始まっていたようであるが、詳しいことは分らない。同五年には、学習館規則が定められた。ここでは、「学習館講、以_三宋注_二為主。不_レ許_レ雜_二他説_一」と、宋学が藩学であることが明文化された。幕府では、すでに同二年に朱子学以外を禁じていたが、紀州藩では、朱子学をも含む、より広い立場の、宋学という政治的実践的儒学が選ばれたといえる。また、同四年には医学館が設けられ、翌五年には、江戸に漢学教授のための明教館が、文化元年（一八〇四）には、伊勢松坂に松坂学問所が設けられた。各校とも学則等は、和歌山学習館に準じている。

享和三年（一八〇三）学習館の試験の規則が改定され、学問御試規則が達せられた。「江戸表於聖堂学問御試之振を以取計」と、幕府の湯島聖堂の試験方法に則することが、まず述べられている。しかし、幕府の寛政異学の禁の方策をそのま

ま持ち込み、朱子学以外の学問を禁じたわけではない。内実は、先の学習館規則で宋学を藩学であるとした方針がそのまま踏襲された。決して、力のある朱子学者は呼ばれず、重用されたのは、徂徠学派の菊池衡岳であり、折衷学派の山本東籬・仁井田好古らであった。

試験の目的は、「御試に罷出候者之内より御役人向へ撰挙せられ候様にも相成、一統存込厚相励候様、勸学之儀精々心掛」と、むろん、試験の成績によって、家臣団を役人に登用することであり、また、そのことを媒介として、家臣団に儒学を強制することであった。

その方法としては、「御役所に帳面を設、其度々、夫々科を分ち記置、御役撰挙之節可引合事」とされた。また、上という成績をつけられた「小普請之類は御役附」されるのであった。

しかし、受験者は、「御目見以上は当主并子弟共、御目見以下は当主并家名相続可致男子計御試有之、其余は御試には不罷出候事」とされ、ほとんどすべての家臣団が試験を受けることができたが、強制であったのではない。「経伝注意深切に相弁、実用之学精勤致し、各御試に罷出候様心掛可申、重役初頭役之面々も、配下或は子弟学友学文引立之為、旁御試に罷出候様可被致候」というように、申告制であった。申告の場合には、「可罷出者は何月幾日迄に短冊可差出」という

達に従い、例えば、「經書科仕候」と短冊に記して、頭支配に提出するようになっていた。幕府の試験は、頭支配が学問に熱心な者を書き出すところまで徹底して行なっていたことを考えれば、紀州藩の場合は、あくまで緩やかであった。

試験は、三、四年に一回行なわれ、学科は、初場・經科・史料・文科の四科であった。このうち、初場は「小学」、經科は四書七經、史料は、「左伝・国語・史記・前漢書・後漢書・通鑑綱目」のそれぞれの書に対する弁書であるから、ほとんど暗記物といつてよい。しかし、文科は「論策」とされ、「策問は学力実用を御試の為に候得は、時務之儀に付別段に俗文之策一通り御試可有之候、是迄の如く有用之心得を以和漢之故事相交へ、文体に不拘銘々存込候処相分候様相認可申事」と、時務についての策略を論じさせた。下級武士に対して言路を開く意味も持っていたであろうし、試験を古典の暗記物に終わらせず、生きた形での儒学にする必要もあったからであろう。それは、文化五年（一八〇八）の勸学之告諭に、「学問之本意は其肝要を熟得可致事にて、博覧にのみ馳せ候ては却て実用を取失ひ虚文に流候」と、単なる博覧をいさめたことも通じる。

学問御試の制度は、文化二年（一八〇五）に、四書・五經・小学の素読能力を試す素読御試に拡大され、それに伴い受験者も、十九才以下の「御目見以上以下当主并子弟共」とされ

た。この場合の褒賞として役付けはされないのだから、学問振興だけの目的で行なわれたことになる。

この学問御試によつて、一つには、昇進や役付けの客観的基準が形成されたことになる。それによつて、家臣団の任免制度は厳密さを増した。もう一つは、それを前提に、藩中樞が握っている家臣団の任免権が、客観的的制度として追認され強化されたことを意味している。

ところで、一方では、小普請への支配が強化された。小普請とは、幕府での名称をそのまま使ったもので、素袍以上より下の役儀に付いていた親から家督相続した場合の相続者の、無役の役儀名である。寛政五年（一七九三）、役名唱替の中で、小普請の名称が統一された。例えば、「雑組」が「奉行支配小普請」、「独礼小寄合」が「独礼小普請」へ変更されたなどである。その上で、同年、小普請を監督する「小普請支配」と「小普請組頭」が新設された。小普請支配は、「其心情品行を教導、文武之芸術を督励、有為の士を養成すべきの任あり、故に家事家産之私事迄をも配意」すべきものとされた。小普請組頭もまた、「直接配下に接し、其品行を正し文武を励まし、誠諭薰陶の勞を取るは皆組頭之任にて、文武器能の士を選抜推薦は勿論、貧困疾病孤独の保護より、不虞災厄難多之煩累まで、眷顧関涉せざるを得ず」といわれた。この小普請の統制は、藩学改革の一環としても意味を持ち、小普請

の生活と共に学問修得を指導・監督し、有能な人材を作り出していこうとするものであった。

このように、紀州藩の藩学改革は、直接には、幕府の寛政異学の禁の影響下で実施されたものであるが、家臣団のイデオロギー統制を図ったものとはいえず、一般的学問振興の意味が強かった。治宝は、寛政四年（一七九二）に、伊勢松坂の国学者本居宣長を召し出し、その後も、宣長の弟子達に禄を与えるなど、^④国学にまでも関心を持っていた。紀州藩の藩学改革は、治宝の、この、いわゆる学問好きの傾向と無関係ではなかったといえる。

なお、政治的統制策の第三として、「国律」^⑤という刑法が整備された。小早川欣吾「明律令の我近世法に及ぼせる影響」によれば、紀州藩国律は、享和以後に、「公事方御定書」と共に明律が参照されて編纂されたものという。格式制定や学問御試によって家臣団の統制を図ると共に、それに包摂されない者への備えを整えたのである。

六 役儀制の完成と知行制の変質

寛政元年（一七八九）に治宝が藩主に就任した時、天明大飢饉の影響がどれほど残っていたのか十分には分らない。ただ、家臣団は、天明七年（一七八七）の家中半知以後、ほとん

どが多額の借財に苦しんでいた。^⑥

もちろん、藩政改革を進めるにあたって、改革推進主体たる家臣団の統制がまず必要なのはいうまでもない。しかしその場合、格式制定や儒学振興などの、家臣団の政治的統制策が必要になるような状況がどれほどあったのかは分からない。役人の不正や家臣団の頹廢が伝えられているわけでもない。もともと、一般論としては、家臣団の経済的困窮が、政治的頹廢を招いたであろうということが出来る。また、すでに述べたように、小普請の監督が必要になるような、小普請の生活状況があったことも確かである。これが、政治的統制策を生んだ第一の条件である。

第二の条件は、幕府の政策の影響があげられる。それは、政策の実現過程にも現われている。改革後期の経済的統制策は、紀州藩独自の政策であったために、藩の力の入れようは大きかった。しかし、政治的統制策は、幕府の政策を下敷きにしたものだったから、政策の実現過程は非常に簡単なものとなっている。幕府の模倣であれば、若干の紀州藩的独自性を政策に加味しながら、幕府の公然・隠然たる權威に頼って、政策を実行すればよいのだから。

つまり、改革後期の経済的統制策の実行に当たっては、前期の経済政策の失敗を克服するという意味もあったからであるが、側近の入れ替えから始まって、数通の直書が出され、

藩中樞が挙げて取り組んでいる。^④これにひきかえ、政治的統制策の場合には、役名唱替が、一七九の役名変更ではあつたけれども、数十回か、あるいはそれ以上に分けて達せられた。しかも、それは、表面的には呼称の変更だけに見えたのだから、何らの違和感もなかったのだろう。また、儒学振興策にあつては、学習館規則が督学（儒者頭取）山本東籬によつて出され、学問御試についての達し三通が老中から出されているだけである。

格式制定についても、儒学振興についても、幕府政策との異同についてはすでに述べた。

政治的統制策を生んだ第三の条件として藩主治宝の個人的嗜好も関係してくるが、これに關してもすでに述べた。

このように見えてくると、政治的統制策は、家臣団の弛緩状況に対処するためもあつて、幕府政策の多大な影響下に実現されたことになる。だから、その実現過程は比較的安易なものであつた。しかも、藩中樞による家臣団の政治的統制であるから、武士団内部に限定された問題にはかならず、何らの反対も起こりようはなかつた。

だが、これらの諸政策は、家臣団の既得権が一層そぎ落とされるという問題をはらんでいた。一つは役儀制度の完成である。格式制定は、役儀に序列を生じさせ、役格という、家格から独立した価値基準が作られた。また、役高制は、同様

に、役儀の格表示として意義を持った。足高の制は、擬制的加増制と見ることができた。儒学振興と、人材登用のための試験制度は、この役儀制度を補完するものであつた。ところで、格式制定は、家格の概念を役儀に持ち込み、役儀の格、つまり役格を形成した。役高設定は、本高（家禄）による家格表示が、役格表示の目的に使われたものである。足高の制は、家格上昇のための加増制度が、役儀就任に關して使われたものである。つまり、役格の形成とは、役儀中心の社会となることを前提に、既成の家格の価値概念が役儀の格表示に持ち込まれたものにほかならない。これが役儀制度の完成である。

役儀制度の完成が家臣団にとつて決して有利なことではないのは、役儀への任免権を藩主もしくは藩中樞が掌握しているという点にもある。それは、学問御試の制度化にも見られる点であつた。しかし、その問題であるならば、すでに、吉宗の時期の役料制定の段階で生じている。ここでの新たな問題は、加増制が役儀制に持ち込まれて擬制化され、加増分が世襲できなくなつた点にあるといえる。そして、それに劣らずに重要な点は、役儀の序列化そのもの、つまり、役儀の尊卑の厳密化・身分内格差の強化による家臣団支配の緻密化にある。

家臣団の既得権に關する変容のもう一つは、知行制の変質

である。「格」で表わされる擬制的役儀は、家格を表示するにも役儀によらざるをえないということであり、加増制そのものが擬制化された。既成の家格の価値概念が役儀に持ち込まれて役格が形成されたが、今度は、その成熟した役格の価値概念が還流して、家格・本高を浸食し、知行制が質的変化を遂げたものである。つまり、家格・本高が役儀制に取り込まれてしまったといえる。これによって役儀制は、武士社会の中心的価値基準の位置を占めた。紀州藩でのその転換が、寛政期であった。

この転換が、家臣団の既得権の衰退であるのは、いうまでもなく、本高世襲権を家臣団が部分的に喪失したこと、それに伴い、「格」への任免権を、藩主もしくは藩中枢が掌握した点にある。

寛政改革における家臣団統制策は、以上のような政治的統制策を改革前期に実現させ、後期の経済的統制策に入っていくのである。

注

① 当面、筆者担当「第三章 第二節 治貞の改革と挫折」（『和歌山県史 近世』、未刊）参照。堀内信編『南紀徳川史』第二冊（一九八八年、一九七〇年復刊、名著出版）、二四八～三四六ページ。

② 後期の政策は、同前、四六一～五〇六ページ。

③ 「職掌解説」（前掲『南紀徳川史』第八冊、第九冊所収）。

④ 「史徴」（『続々群書類従』第七所収）。

⑤ 前掲『南紀徳川史』第八冊、四五六ページ。

⑥ 「南竜院様御入国御供姓名録」（同前所収。「国初御家中知行高」）

（『和歌山県史 近世史料』、一九七七年、所収）は、おそらく、頼宣入国（元和五年）直後の知行帳であろう。「和歌山分限帳」（延宝五年か六年、同前所収。なお、一一七〇～一一七一ページ参照）と比較すれば、役儀名が大幅に変えられたことがわかる。

⑦ 「天明年間御礼式」（前掲『南紀徳川史』第八冊所収）。

⑧ 「御役順」（前掲『南紀徳川史』第八冊所収、前掲「天明年間御礼式」）。

⑨ 「役名唱替」（前掲『南紀徳川史』第八冊所収、前掲「御役順」）。

⑩ 前掲「国初御家中知行高」所収。

⑪ 「御家中御役高御役順」（同前所収）。しかし、記載内容には矛盾もあるため、改定の詳細は不明。

⑫ 寛政→文政期のもものは、前掲「御家中御役高御役順」（享和四年、前掲「御家中御役高御役順」（文化七年）、「御家中官録人名帳」（文化七年、前掲『南紀徳川史』第八冊所収）が刊行されている。また、和歌山県立図書館所蔵史料にも、「御役順席附」（文化七年）、「御役順」（文政五年か六年）、「紀藩御役順御礼式」（文政十二年）がある。

なお、この「御役順」（文政五年か六年）の作成時期は、次の事実から限定した。書中に記されている、老中の受領名が、「（安藤）対馬守・（水野）伊賀守」となっているが、安藤対馬守の家督相続は、文政五年であり、水野伊賀守の死去は、文政六年だからであ

る。

⑬ 前掲「南電院様御入国御供姓名録」、前掲「国初御家中知行高」も、役儀の序列に従った、役名単位の記載になっている。しかし、この役名は軍役であり、だから、序列も軍事上の序列を示している。本稿における直接の検討課題ではない。

⑭ 享保改革における足高の制については、井野辺茂雄「足高の制を論ず」(一九一四年、『国学院雑誌』第二〇巻一〇号)、辻達也「享保改革の研究」(一九六三年、創文社、一二七～一三五ページ)、泉井朝子「足高制に関する一考察」(一九六五年、『学習院史学』第二号のち、「幕藩体制Ⅰ、論集日本歴史7」、一九七三年、有精堂出版、に所収)に詳しい。

泉井論文も述べている通り、足高の制制定によつて役料が廃止になったのではない。通説は、この点を誤解している。だから、むしろ、足高役料制と呼ぶのが正しい。

⑮ これは、幕府においても同様の意味を持つであろう。また、役儀の必要経費という機能的認識の問題については、拙稿「徳川吉宗の紀州藩政と二冊の偽書」(一九八六年、『和歌山県史研究』一三)参照。

⑯ 断定はしかねるが、寛政四年の「御役高に御足高被下有之、同右禄の御役儀に被仰付候節、御足其儘との儀無之共其儘被下候也」(『南紀徳川史』第九冊、四二五ページ)という定めは、この時に足高の制が始められたとも受け取れる表現である。いずれにせよ、「御家(紀州徳川家)に於ては享保以前既に其例(足高の例)多し」とし、幕府の足高の制が、「御家の制に倣ひ給ひしなるへし」(同

前)という解説は疑問である。

⑰ 注⑫参照。

⑱ つまり、足高の制で目指されたのが、財政負担の軽減か人材登用かというような問題ではない。しかも、足高役料制は擬制的加増制であつたから、加増という概念は当然肯定されている。依然として加増が続けられたことに、何ら不思議はない。

足高役料制を理解するには、享保改革の際の、室鳩巢による吉宗への答申も参考になる。鳩巢は、「凡天下を治め候には、人材を得候事第一の儀に御座候、然ども選挙の法無之候ては、人材を得可申様無之候、その故唐虞三代以来、何の代にても選挙の法無之と申儀は無御座候」(享保七年「歴代選挙抄」)「献可録」巻之下所収、『日本経済大典』第六巻、一九二八年、啓明社、所収)として、まず、人材登用を肯定する。そして、その際に与える知行については、周の例を引きながら、「新知は父祖の功勞は無之候得共、其人の材徳により可被下候得ば、子孫へ伝り可申様は無之候」(享保七年「周時世祿之儀申上候別冊之附録」)、「同前所収」と、一時的加増という方策があることを献言している。

しかも、紀州藩の足高の制には、安政三年(一八五六)にまとめられた「御内則」(前掲『南紀徳川史』第九冊所収)がある。これは、昇進の基準形態を、それまでの具体例を参考に、二〇〇余の役儀に関して作成したものである。例えば、大御番頭は、

大御番頭

並高 千石

八百石位之筋と見て

一「四年目」九百石高に御足

一「五年目」並之通に御足

(中略)

一人柄次第、御城代・大寄合・松坂御城代等、可被仰付事

(後略)

となつてゐる。文字通り、擬制的加増制度である。

⑲ 前掲『南紀徳川史』第十四冊、六三〇ページ。第十六冊、九四〇～九六ページ。

⑳ 『紀州政事草』は『近世政道論』(日本思想大系 38、一九七六年、岩波書店)所収。「紀州政事鏡」は、前掲『南紀徳川史』第一冊所収。なお、注⑮の拙稿参照。

㉑ 『御触書天保集成』上。

㉒ 前掲『南紀徳川史』第二冊、四三五ページ。

㉓ 「秘鑑」は、同前、四九〇ページ。第十四冊、六二〇～九〇ページ。

「叙族式」は、第二冊、四九〇～四九二ページ。第十三冊、三六九～四〇三ページ。

㉔ 同前、第十六冊、五二〇～五七七ページ。第十四冊、六五四～六六八、七二一～七二六ページ。第二冊、五二九～五三九ページ。

㉕ 同前、第二冊、四一九ページ。第十七冊、一三〇～一四二、二七〇～二九二ページ。

なお、藩校の制度そのものを再興したのは、前藩主治貞の代のことである(同前、第二冊、二六九～二七〇ページ)。

㉖ 同前、四二六、四二八ページ。第十七冊、八七〇～一一二二ページ。

なお、第二冊、四三〇ページには、松坂郷校の設立年代が、寛政六年とされている。

⑲ 同前、第十七冊、二九〇～三七七ページ。

㉓ 『徳川禁令考』前集第二、八一三。前集第三、一四六三～一四六五。

五。

㉖ 『日本教育史資料』五。

㉗ 注⑲、及び、『御触書天保集成』下、五一三六、五一五九、五四六八、五四六九。

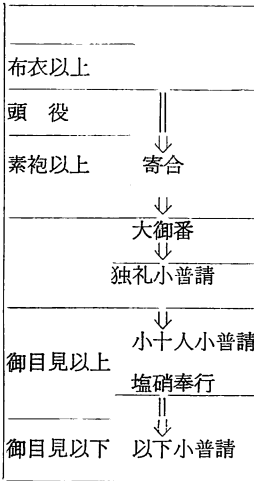
㉘ 前掲『南紀徳川史』第十七冊、三九二ページ。

㉙ 同前、三七〇～三九二ページ。

㉚ 小普請も含めて、紀州藩での跡目相続の場合、無役は図のような形となる。つまり、布衣以上までは寄合となり、素袍以上までは大御番となり、という具合である。独礼小普請になる部分を除けば、原則として、下の格式へ移動していることがわかる。だとすれば、こうした形での跡目相続が行なわれるようになったのは、格式整備以後であると推測できる。

なお、幕府法令は、『徳川禁令考』前集第二、一〇八六参照。

跡目相続



『南紀徳川史』第8冊、97～98ページ及び、享和4年「御家中御役高御役順」より作成

㉛ 前掲『南紀徳川史』第八冊、一七一～一七二ページ。

③5 同前、五四三～五四八ページ。

③6 同前、第二冊、四二六ページ。第六冊、五五三ページでは、寛政六年とされている。

③7 同前、五五七ページ。

③8 京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』、一九八〇年、創文社、所収。

③9 『東亜人文学報』第四卷第二号、一九四五年。

④0 前掲『南紀徳川史』第二冊、四七一、四七五ページ。

④1 注②参照。

④2 注⑤の拙稿参照。

※幕府の足高の制については、そのほとんどが、室谷公一氏の御教示によるものである。また、和歌山県史近世史部会の委員各位にもお世話になった。共に、感謝したい。

(関西大学大学院博士課程

◆彙報

日本史学の新任助教として、平雅行氏が就任されました。

平助教は、京都大学大学院博士課程を修了された後、昭和五九年四月より橘女子大学助教を勤められ、本年四月、本学に就任されました。専門は日本中世史・仏教史。

◇本号の編集委員

小山 仁 示 教授	平 雅 行 助教授
芝井 敬 司 講師	吹 田 浩 (M2)
岩 城 卓 二 (M1)	澤 井 浩 一 (M1)
森 本 一 彦 (M1)	